



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会加古川支部

広報委員 伊藤智子

令和7年度税制改正のポイント 子育てを支援する税制について

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることを目的に、令和7年度税制改正では子育て世帯等を対象に①住宅ローン控除の拡充の延長②住宅リフォーム税制の拡充の延長③生命保険料控除の拡充が行われます。今回は①住宅ローン控除の拡充の延長について解説します。※本稿は「令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）」に基づいています

住宅ローン控除の拡充の延長のあらまし

住宅ローン控除とは、住宅ローンの年末残高の0.7%を、新築住宅は購入から13年、中古住宅は同10年にわたり所得税から控除できる制度です。令和7年度税制改正において、令和6年限りとされていた子育て世帯等に対する住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置、および床面積要件の緩和措置が令和7年に限り引き続き適用できるようになりました。

対象となる「子育て世帯等」とは

19歳未満の扶養家族を有する者または夫婦のいずれかが40歳未満の夫婦

「借入限度額の上乗せ措置」とは

子育て世帯や若年夫婦世帯が住宅を取得しやすくするための支援策です。子育て世帯等が新築・買取再販^{※1}で「長期優良住宅・低炭素住宅」「ZEH^{※2}水準省エネ住宅」「省エネ基準適合住宅」を購入する場合、住宅ローン控除の借入限度額が上乗せされています【表】。

※1：不動産業者が中古住宅を買い取り、リフォームやリノベーションを施した上で再販売する仕組み

※2：「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略。省エネ・創エネに優れ、年間のエネルギー収支がおおむねゼロ以下となる住宅のこと

「床面積要件の緩和措置」とは

新築住宅の床面積要件が「50㎡以上」から「40㎡以上」に緩和されています。ただし、以下の点に注意が必要です。

- 合計所得金額が1,000万円以下であること
- 新築住宅の建築確認が令和7年12月31日以前に行われていること

【表】借入限度額の上乗せ措置の内訳

住宅の区分		通常	子育て世帯等
新築・買取再販住宅	長期優良住宅・低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅	3,000万円	3,000万円（上乗せなし）
	その他の住宅	2,000万円	2,000万円（上乗せなし）

国土交通省「令和7年度税制改正概要（6年12月）」を基に作成

参考文献：「事務所通信2025年5月号」（TKC出版）

